農業協同組合法第九十二条の五の六の認定	同法第九十二条の五の七に規定する業務
水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定	同法第百二十一条の五の七に規定する業務
協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定	同法第六条の五の八に規定する業務
信用金庫法第八十五条の九の認定	同法第八十五条の十に規定する業務
労働金庫法第八十九条の十の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定	同法第九十五条の五の八に規定する業務

（外国法人等である商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第二十一条　商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たっての法第六十条の三十四の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十条の四第一項第一号	氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあっては、日本における代理人の商号、名称又は氏名
第六十条の四第一項第三号	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第六十条の四第二項第二号	含む。）	含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第六十条の九第一項第三号	役員	役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）
第六十条の九第一項第四号	決定により解散したとき	決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき
	破産管財人	破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）
第六十条の九第一項第五号	とき	とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）
第六十条の十第一項第四号	事務所	事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあっては、日本における代表者又は代理人
第六十条の十九第二項	営業所	国内における営業所
	所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在）	日本における代表者若しくは代理人の所在

（無尽業法施行令の一部改正）

第十九条　無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第七号中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改める。

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第六号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第八号中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第二十一条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十九号中「エ」を「ア」に改める。

第四条第一号中「ホ及びヘ」を「ト及びチ」に、「次条第一項第一号リ」を「次条第一項第一号ル」に、「次条第一項第一号ト及び第十九条第一項第六号ト」を「次条第一項第一号リ及び第十九条第一項第六号ホ」を「次条第一項第一号ヌからヤまでとし、同号チからオまでを同号ヌからヤまでとし、同号ト中「次条第一項第一号ラ、第十一条第一項第一号ウ、第十一条第一項第十八号」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘ中「次条第一項第一号ワ」を「次条第一項第一号ヨ」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号ニ中「次条第一項第一号ヲ」を「次条第一項第一号カ」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハを同号ホとし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ハ　認定電子決済等代行事業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

第五条第一項第一号コ中「第十九条第一項第六号ヨ」を「第十九条第一項第六号レ」に改め、同号コを同号テとし、同号フを同号エとし、同号ノからケまでを同号クからコまでとし、同号ヰ中「第十九条第一項第六号チ」を「第十九条第一項第六号ヌ」に改め、同号ヰをオとし、同号ウ中「第十九条第一項第六号ト」を「第十九条第一項第六号リ」に改め、同号ウをノとし、同号ムを同号ヰとし、同号ラを同号ウとし、同号ナ中「第二十条第一項第一号ヘ」を「第二十条第一項第一号チ」に改め、同号ナを同号ムとし、同号ネを同号ラとし、同号トからツまでを同号リからナまでとし、同号への次に次のように加える。

ト　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

チ　認定電子決済等代行事業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会